

○塩尻市男女共同参画推進事業補助金交付要綱

平成 9 年 3 月 28 日

告示第 29 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、男女共同参画社会の推進を図るため、市内の団体が行う事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、塩尻市補助金等交付規則(昭和 44 年塩尻市規則第 4 号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象団体)

第 2 条 補助金交付の対象となる団体は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に住所又は活動の拠点を有すること。(ただし、事業所内で構成された団体又は営利を目的として活動する団体は除く。)
- (2) 代表者又は役員が明らかであること。
- (3) 団体の運営等に係る規約等を有すること。
- (4) 補助対象となる事業を実施できると認められる団体であること。

(対象事業)

第 3 条 補助金交付の対象となる事業は、男女共同参画社会の形成に資する事業で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 人材育成又は研修に係る事業
- (2) 地域活動への参加の促進に係る事業
- (3) 団体の会員相互の交流又は情報交換に係る事業
- (4) その他市長が必要と認める事業

2 前項の規定にかかわらず、専ら文化、芸術又はスポーツ活動を行う事業は、補助金交付の対象としない。

(補助金の額)

第 4 条 補助金の額は、前条の事業に要する経費の 2 分の 1 以内とし、20 万円を限度とする。

(補則)

第 5 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この告示は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。